

安曇野市 ICT 支援業務委託
公募型プロポーザル

審査要領

安曇野市

令和 8 年 9 月 29 日

教育委員会事務局 教育部学校教育課

1 趣旨

この要領は、「安曇野市プロポーザル方式の実施に関するガイドライン」に基づき、「安曇野市 ICT 支援業務委託」の履行に最も適した業者を選定するために行われるプロポーザルの審査について、必要な事項を定めるものとする。

2 受託候補者の選定

「安曇野市 ICT 支援業務委託」において、提案内容について審査し、公平かつ厳正に評価した上で、最も優れた提案を行った者を受託候補者として選定する。

3 受託候補者の選定（審査）方法

提案の審査は次により行うものとする。

（1）基本事項

審査は原則として、「安曇野市 ICT 支援業務委託」プロポーザル審査委員会設置要領に基づいて設置された同委員会の委員（以下「審査委員」という。）において、提案内容について、本業務審査要領に基づき審査し、公平かつ厳正に評価した上で、最も優れた提案を行った者を受託候補者として決定する。なお、受託候補者は契約を保証するものではない。

（2）審査方法

提出された提案書及びプレゼンテーションの内容に基づき評価を行う。なお、見積書は上限額等の確認に使用するが、評価には反映しない。

（3）審査基準及び配点

審査基準及び審査委員 1 人当たりの配点は、別紙「安曇野市 ICT 支援業務委託プロポーザル審査基準表」のとおりとする。

（4）審査結果の決定

ア 審査結果の決定は、「3 受託候補者の選定（審査）方法（3）審査基準及び配点」で示した審査基準に基づき、審査員ごとの合計点により参加者順位を決定し、参加者順位 1 位を最も多くつけた参加事業者を受託候補者とする。参加者順位 1 位が同数の場合は、参加者順位 2 位を最も多くつけた参加者を候補者とする。参加者順位 1 位、2 位共に同数となった場合は、総得点数が最も高い参加事業者を候補事業者として選定する。

イ アの方法で候補事業者が決しない場合は、審査委員の合議により候補事業者を選定する。

ウ 全審査員の合計点が満点の半分に満たない場合は、選定しないものとする。

（5）審査結果の通知

審査結果は、後日文書により各参加事業者へ通知する。

(6) 受託候補者による見積書の再提出

審査の結果、受託候補者となった業者は、事務局と仕様に関する打合せを再度実施し、打合せ結果をもとに再度見積書の提出を求めることがある。

4 その他

本要領に定めのない事項については、「安曇野市プロポーザル方式の実施に関するガイドライン」の定めるところによる。